

6 次産業化チャレンジ支援事業補助金実施要領

1 補助対象者

- (1) 市内農業者
- (2) 市内農業者が主体となって構成される団体
- (3) 市内に事業所を有する企業および個人事業者

2 補助事業内容

- (1) 市内農産物を使用した加工品開発に資する事業

補助要件：年間 30 万円以上の販売額が見込まれる計画であること

対象経費：備品購入費、修繕費、工事請負費等

補 助 率：1/2 以内で予算の定める額（上限 400 千円）

- (2) 市内農産物の高付加価値化を目指した販路開拓に資する事業

補助要件：年間 20 万円以上の販売額が見込まれる計画であること

対象経費：受講料、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費等

補 助 率：1/2 以内で予算の定める額（上限 200 千円）

3 注意事項

- ・ 補助金交付申請書の事業計画部分には、市内農作物の使用量および販売計画（価格・数量・販売先）について、具体的に記入すること。
- ・ 補助対象経費が 50 千円以上の事業を対象とする。
- ・ 目的外の恐れが多い低額（概ね 10 千円未満）な物品や汎用性のある事務機器等については、補助対象外とする。
- ・ 申請多数の場合は、新規取り組み者（これまで助成を受けていない者）を優先して対象とする。また、事業の執行（補助金支払い）は予算の範囲内での行うものとする。
- ・ 2 の（1）および（2）における取り組みを複数年で計画する場合は、事業開始から 2 年度を限度とし、各々における補助は原則 1 回とする。この場合、添付資料として複数年にわたるスケジュール表等の提出を行うこと。
- ・ 事業実施年度の翌年に実施状況を報告するものとする。